

【ポスター発表】

## 知的障害者向けの文書等における配慮や工夫の現状 —視覚的なわかりやすさを中心とした検討—

○淑徳大学短期大学部 打浪 文子 (7714)

羽山 慎亮 (名古屋大学・9444)

〔キーワード〕 知的障害者、合理的配慮、意思決定支援

### 1. 研究目的

2016年の障害者差別解消法施行後、知的障害者にとっての「合理的配慮」としての情報提供やコミュニケーション支援の推進が謳われるようになった。しかし、知的障害のある本人が、自分自身に関する重要な決定等においても、十分にわかりやすい説明を受けているかどうかは明確ではない。本研究は、知的障害者への「合理的配慮」のあり方としてのわかりやすい情報提供の確立を目指し、知的障害者の自己決定および意思決定支援に関わりの深い文書等をわかりやすくする知見や工夫を収集し頒布することを目的とするものである。本報告では、福祉事業所等から収集した知的障害者が普段目にするもののある文書を量的および質的に分析し、その傾向と工夫の具体的なあり方を明らかにする。

### 2. 研究の視点および方法

全国手をつなぐ育成会連合会（以下、連合会）に研究協力を依頼し、平成30年1～3月の間に、知的障害のある本人が目にする可能性のある文書についてデータ提供あるいは郵送送付を依頼し回収した。回収を依頼した文書の種類は、①利用契約にあたっての重要事項説明書、②利用契約書、③旅行やイベント等の案内（複数可）、④その他利用者が読むことを前提に作成された文書、である。連合会が都道府県政令市育成会に研究協力依頼を通知し、さらに各県育成会が関連の事業所に通知した。また、連合会の事業所協議会（育成会系の通所施設の団体、32法人149事業所）にて、会員団体に通知した。さらに、本依頼を見かけた福祉関係者（研究遂行関係者以外）が自発的な宣伝・告知を行った。以上を通じて、72団体・事業所から計416件の文書を回収した。種類別では①が68件、②が70件、③が73件、④が133件であった。なお、回収した文書のうち、「保護者向け」「職員向け」であることが明記してあるもの又は明らかにそれらに該当するもの、および、既製の観光パンフレットなどのコピーは除外した。

### 3. 倫理的配慮

本報告を含む一連の研究は、第一著者が所属する淑徳大学短期大学部研究倫理委員会にて2017年度に承認されている。文書収集にあたってはプライバシーに十分に配慮し、個人情報等は予め抜いた状態での文書およびデータ送付を依頼している。

#### 4. 研究結果

量的分析の結果：回収した文書について、「ルビの有無」「本文の字体」「です・ます体かどうか」「イラスト・写真の有無」を調査した。全416件のうち、「ルビが付けられているもの」（以下、「ルビ付き」）は246件、「本文の字体がゴシック体およびそれに類する字体であるもの」（以下、「ゴシック体」）は208件、「です・ます体で書かれているもの」（以下、「です・ます体」）は380件、「イラスト・写真があるもの」（以下、「イラスト等付き」）は110件であった。文書の種類別にみると、①重要事項説明書では全68件のうち「ルビ付き」が28件、「ゴシック体」が22件、「です・ます体」が68件、「イラスト等付き」が2件、②利用契約書では全70件のうち「ルビ付き」が31件、「ゴシック体」が17件、「です・ます体」が69件、「イラスト等付き」が0件であった。一方、③旅行やイベント等の案内では全73件のうち「ルビ付き」が49件、「ゴシック体」が52件、「です・ます体」が72件、「イラスト等付き」が34件であった。

質的分析の結果：回収した文書を観察し、知的障害のある本人が自ら読むための工夫がみられるか確認した。その結果、①重要事項説明書は、ほとんどが一定の様式に沿ったものになっていたが、1つの事業所では内容を簡潔にした上で余白を多めに取り、さらにはイラストと写真も挿入されていた。また別の事業所では、重要事項説明書を補助するものとして、事業所の方針やサービス内容等を平仮名主体の文章で書いたものを作成していた。④その他に含めている「個別支援計画書」においては、利用者に合わせてルビの有無、イラスト等の有無を変えている事業所もみられた。

#### 5. 考察

①重要事項説明書と②利用契約書は、「です・ます体の採用」と「イラスト等の不採用」が極端に表われている。これは、利用者が直接文書を読まないことや、職員や保護者が口頭で説明することが想定されており、その結果としてルビが付けられたものは半数以下にとどまり、「です・ます体」の採用のみになりやすいと推測される。一方で、③旅行やイベント等の案内は、他の種類に比べてイラスト等が採用されている文書の割合が高い。これはすなわち利用者が主体的に読むことが想定されている結果として、イラスト等が積極的に取り入れられ、ルビが付けられる割合も多いものとみられる。本調査の分析結果は、重要事項説明や利用契約等における文書上の配慮が少ない実態と、支援の場における当事者主体性のあり方の一端を示していると考えられる。文書に工夫が見られた例の追究と、個別支援計画書等の当事者への説明のあり方を合わせて検討することが今後の課題である。

#### 謝辞

本研究の遂行にあたり、筆者らが所属する一般社団法人スローコミュニケーションは、平成30～31年度に三菱財団社会福祉事業・研究助成を受けている。記して謝する。